

# 許認可等の統一的把握の結果について

## 1 調査の概要

許認可等の統一的把握については、「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)に基づき、旧総務庁において各府省の協力を得て実施してきたところであるが、前回の把握(平成11年3月31日現在)以降、機関委任事務の廃止を始めとする地方分権改革(平成12年4月)、中央省庁等再編(平成13年1月)が行われ、許認可等の事務区分及び所管に大幅な変更が加えられた。今回の把握は、これらの制度変更後に行われる初めての調査である。

本調査においては、前回までの把握と同様、「国民(個人及び法人)の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象とした。

なお、今回の把握は、上記制度変更を踏まえ、新府省ベースで一から許認可等を集計したものであり、地方分権改革に伴って国の許認可等でなくなった事務(機関委任事務等から法定受託事務及び自治事務へ移行したもの)が把握対象外となっていることなどから、前回把握と件数上の連続性はない。

## 2 許認可等の総数及び内訳

平成14年3月31日現在で把握した国の許認可等の総数は、10,621件である。府省別では総数の多い順に、国土交通省(2,042件)、経済産業省(1,866件)、厚生労働省(1,543件)、金融庁(1,421件)、農林水産省(1,114件)となっている。

また、許認可等の用語別、法令別の内訳は、次のとおりである。

### (1) 用語別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語の一般的な意義に着眼し規制の強さの順に分類すると、おおむね次のように区分できる。

Aグループ： 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等(例：許可、認可、免許、承認等)

Bグループ： 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等(例：認定、検査、登録等)

Cグループ： 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの(例：届出、報告等)

用語別の許認可等件数は、次のとおりである。前回把握時に比べ、強い規制である許可、認可等のAグループの全体に占める割合が若干低下し、それ以外のグループの占める割合が若干上昇している。

表1

用語別の許認可等件数

(単位：件、%)

把握時点	(Aグループ)	(Bグループ)	(Cグループ)	その	計
------	---------	---------	---------	----	---

	ア) 許可、認可、承認等	イ) 認定、検査、登録等	ウ) 届出、報告等	他	
今回 (平成14年3月31日)	3,985 (37.5)	1,409 (13.3)	4,749 (44.7)	478 (4.5)	10,621 (100.0)

(参考)前回 (平成11年3月31日)	4,477 (38.7)	1,512 (13.1)	5,126 (44.3)	466 (4.0)	11,581 (100.0)
------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------

- (注) 1 今回の把握は、地方分権改革及び中央省庁再編等を踏まえ、新府省ベースで一から許認可等を集計したものであり、前回調査と件数上の連続性はない。  
 2 「その他」は、書換、更新、講習等である。  
 3 ( )内は、構成比である。

(2) 根拠となる法令別にみた許認可等の内訳

許認可等を、その許認可等が規定されている根拠法令(告示を含む。以下同じ。)別にみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が72.8パーセント、政令に規定されているものの割合が3.7パーセント、省令に規定されているものの割合が20.6パーセント等となっている。前回把握時に比べ法律を根拠とする許認可等の全体に占める割合が若干低下しているが、これは、大半が法律を根拠としていた旧機関委任事務である許認可等について、その多くが法定受託事務や自治事務へ移行した影響が大きいものと考えられる。

表2

根拠法令別の許認可等件数

(単位:件、%)

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
今回 (平成14年3月31日現在)	7,728 (72.8)	397 (3.7)	2,184 (20.6)	312 (2.9)	10,621 (100.0)

(参考)前回 (平成11年3月31日現在)	8,477 (73.2)	419 (3.6)	2,293 (19.8)	392 (3.4)	11,581 (100.0)
--------------------------	-----------------	--------------	-----------------	--------------	-------------------

- (注) 1 今回の把握は、地方分権改革及び中央省庁再編等を踏まえ、新府省ベースで一から許認可等を集計したものであり、前回調査と件数上の連続性はない。  
 2 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。  
 3 ( )内は、構成比である。

### 3 規制改革と許認可等の件数との関係

規制改革と許認可等の件数の関係についてみると、許認可等の件数は、1)許認可等の根拠法令の項(項に細分されていない場合は条)ごとに1事項として数える、2)同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える等の基準に基づいて機械的に算定している。これに対し、規制改革の態様は、1)規制の廃止、2)規制対象範囲の縮小、3)規制基準の緩和、4)強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。

このため、法律の廃止等規制自体が廃止される場合は、その根拠条項も廃止されるため、当然、許認可等の件数は減少するが、それ以外の規制対象範囲の縮小、

規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可対象の一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられるなど、件数が増加する場合もあり、規制改革と許認可等の件数の増減とは必ずしも相関関係がない。

なお、許認可等の増減の例は別添(PDF)のとおりである。

---

(資料) 府省別・根拠法令別許認可等件数(PDF)  
(別添) 許認可等の増減の例(PDF)

---

(資料)

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件)

府省名	件 数				
	(平 14.3.31 現在)	法 律	政 令	省 令	告 示
内 閣 府	7 7	38	7	26	6
国家公安委員会	1 1 7	45	2	60	10
防 衛 庁	3 5	11	0	18	6
金 融 庁	1 , 4 2 1	1,110	40	269	2
総 務 省	5 7 5	403	5	147	20
公正取引委員会	2 5	23	0	2	0
法 務 省	2 3 7	165	6	56	10
外 務 省	4 7	21	0	20	6
財 務 省	7 2 7	542	63	116	6
文部科学省	5 6 6	321	59	151	35
厚生労働省	1 , 5 4 3	917	107	435	84
農林水産省	1 , 1 1 4	919	27	160	8
経済産業省	1 , 8 6 6	1,470	27	336	33
国土交通省	2 , 0 4 2	1,585	39	342	76
環 境 省	2 2 9	158	15	46	10
計	1 0 , 6 2 1	7,728	397	2,184	312

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

(別添)

【規制緩和に伴う許認可等の増減の例】

規制緩和の推進とともに競争政策の積極的展開を図ることを目的として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）が改正。これにより、独占禁止法に基づく適用除外制度の整理が行われ、不況カルテル及び合理化カルテル制度が廃止されたことから、下記許認可等が廃止（平成11年7月施行）

- ・ 不況に対処するための共同行為の認可（廃止）
- ・ 企業合理化のための共同行為の認可（廃止）

著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的として、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）が制定されるとともに、著作権二関スル仲介業務二関スル法律（昭和14年法律第67号）が廃止。これにより、著作権の管理事業への参入の許可制が登録制になったことから、下記許認可等が新設、廃止（平成13年10月施行）

- ・ 著作権等管理事業の登録（新設）
- ・ 著作権仲介業務の許可（廃止）

食品に関する表示制度の充実、規格・表示制度における民間能力の活用の推進等を図ることを目的として、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）が改正。これにより、日本農林規格（JAS）について、あらかじめ農林水産大臣又は登録を受けた認定機関の認定を受けた製造業者が自ら格付を行うことが可能になったことから、下記許認可等が新設（平成12年6月施行）

- ・ 自己格付を行う製造業者の認定（新設）
- ・ 登録認定機関の登録（新設）

新技術の開発・導入、品質管理体制の整備の進展による事業者の安全確保能力の向上等を踏まえ、従来政府が中心となってきた基準・認証制度について、官民の役割分担を見直し、民間の能力を活用した制度を構築することにより、規制を合理化しつつ消費者の安全等の維持・向上を図ることを目的として、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等が改正。これにより、ガス事業者の工事計画認可が届出制になったことから、下記許認可等が新設、廃止（平成12年10月施行）

- ・ 一般ガス事業者の工事計画の届出（新設）
- ・ 工事計画の認可（廃止）

一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス）及び一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）について、需給調整規制を廃止して競争を促進するとともに、輸送の安全や利用者利便の確保に関する措置を講じることにより、利便性が高く、安全で安心なサービスの提供を図り、事業の活性化と発展を図ることを目的として、道路運送法（昭和26年法律第183号）等が改正。これにより、乗合バスの運賃が認可制から上限の認可を受けた範囲内で適用する運賃を届け出る上限認可制になったことから、下記許認可等が新設（平成14年2月施行）

- ・ 一般乗合旅客自動車運送業者の運賃及び料金の設定の届出（新設）
- ・ 一般乗合旅客自動車運送業者の運賃及び料金の変更の届出（新設）

#### 【社会的・経済的要請等に伴い新たに許認可等が新設された例】

銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的として、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）が制定。これにより、銀行等が株式等保有限度額を超える株式等を保有する場合には、主務大臣の承認が必要になったことから、下記許認可等が新設（平成16年9月施行予定）

- ・ 株式等保有限度額を超える額の株式等の保有の承認（新設）

原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）が制定。これにより、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災管理者等の選任が義務付けられたことから、下記許認可等が新設（平成12年6月施行）

- ・ 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の届出（新設）
- ・ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任の届出（新設）

多様化する老後のニーズや労働移動の増大、受給権保護の要請等の社会経済状況の変化に対応し、公的年金の上乗せである企業年金制度の選択肢を充実させること

を目的として、受給権保護の措置が図られた新たな確定給付企業年金を導入する確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）及び加入者本人が年金資金の運用指図を行う自己責任を原則とする新たな年金制度である確定拠出年金を導入する確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）が制定。これにより、事業主が年金に係る規約を作成することなどが義務付けられたことから、下記許認可等が新設（確定給付企業年金法については平成 14 年 4 月、確定拠出年金法については平成 13 年 10 月）

- ・ 確定給付企業年金に係る規約の承認（新設）
- ・ 確定拠出年金法における企業型年金に係る規約の承認（新設）